連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、その施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第六十八条の二十二及び第六十八条の二十三を次のように改める。

第六十八条の二十二及び第六十八条の二十三　削除

第六十八条の二十五を次のように改める。

第六十八条の二十五　削除

第六十八条の三十一第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「、第三号及び第五号」を「から第四号まで」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同条第三項第三号中「第七十一条第一項」を「第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者、同条第五項」に、「第七十二条の六」を「第七十一条第一項」に改める。

第六十八条の三十四の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「（当該連結事業年度における償却額の計算に関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第四十七条第三項」を「第四十七条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）」に、「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）」を「適格合併等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては適格現物分配に係る残余財産の確定の日の前日」に、「残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。」に、「第四十七条第三項」を「第四十七条第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十八条の三十五第二項及び第六十八条の三十六第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格合併、適格分割又は適格現物出資」を「適格合併等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）」に、「適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資の日」を「適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）」に、「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「被合併法人等」に改める。

第六十八条の四十第一項中「、第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」を「第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第五項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする」に、「が適格分社型分割」を「が適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改める。

第六十八条の四十一第三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする」に改め、同条第六項中「又は分割型分割の日の前日」を「の日の前日又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（残余財産の全部の分配に限る。第二号において「現物分配」という。）に係る当該残余財産の確定の日」に改め、同項第二号中「分割型分割（」を「現物分配（」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「この条」を「この号及び第十五項」に、「、分割型分割」を「、連結子法人の残余財産が確定する現物分配」に、「分割型分割の日」を「現物分配に係る残余財産の確定の日の翌日」に、「当該分割型分割」を「当該現物分配」に、「分割承継法人」を「被現物分配法人」に、「又は分割型分割の直前」を「の直前又は当該現物分配に係る残余財産の確定の時」に改め、同条第十一項中「、適格分社型分割」を「、適格分割」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人（次項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十二項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「分割承継法人等」に改め、同条第十四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十七項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十八項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第二十三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「の特別償却準備金の金額」の下に「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を加え、同条第二十四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第二十五項中「第二十三項に」を「第二十三項又は第五十二条の三第二十三項に」に、「被事後設立法人のその適格事後設立」を「被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物分配」に、「第二十三項の」を「第二十三項又は同条第二十三項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に、「当該適格事後設立」を「当該適格現物分配」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「、第六十八条の十五」を削り、「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」を「第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同項の表の第三号及び第四号中「百分の百」を「百分の九十」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第十項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第六号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第五項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人